

○東日本大震災の被災地で使用する建設機械の機械損料の補正について

令和5年3月31日 事務連絡
農村振興局整備部設計課施工企画調整室長から
東北農政局農村振興部設計課長 宛て

東日本大震災の被災地で使用する建設機械は、標準的な施工条件での使用に対して維持修理費が増大している事態に鑑み、平成26年3月29日付け事務連絡「東日本大震災の被災地で使用する建設機械の機械損料の補正について」（以下「平成26年度被災地補正通知」という。）により、建設機械の損料に補正を行っているところであるが、その後の維持修理費の状況を踏まえ、平成26年度被災地補正通知を以下のとおり変更することとしたので通知する。

なお、平成26年度被災地補正通知は、令和5年3月31日をもって廃止する。

また、岩手県、宮城県及び福島県の担当部局に対しては、貴職から参考までに送付されたい。

記

1. 当分の間、ブルドーザ（リッパ装置付きブルドーザを除く）、バックホウ、ダンプトラック（建設専用ダンプトラックを除く）に限り、土地改良事業等請負工事機械経費算定基準（昭和58年2月28日58構改D第147号）第5の規定に加え、建設機械の運転1時間当たり損料に100分の102を乗じて得た額を超えない範囲で補正するものとする。
2. 岩手県、宮城県及び福島県で使用する建設機械に適用する。
3. 本通知は、令和5年4月1日以降に入札を行う工事に適用する。